# 平成22年生駒市議会(第1回)定例会議案

(追加提案分)

平成22年3月25日

生 駒 市

## 報告第 1 号

生駒市国民保護計画の変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、生駒市国民保護計画を下記のとおり変更したので報告する。

平成22年3月25日

生駒市長 山 下 真

記

生駒市国民保護計画の変更について

## 1 安否情報省令の改正に伴う変更

頁	変更前	変更後		
24	<ul> <li>〔1〕避難住民(負傷した住民も同様)</li> <li>① 氏名</li> <li>② 出生の年月日</li> <li>③ 男女の別</li> <li>④ 住所</li> <li>⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る)</li> <li>⑥ ①~⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</li> <li>⑦ 居所</li> <li>⑧ 負傷又は疾病の状況</li> <li>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</li> </ul>	<ul> <li>① 氏名</li> <li>② ふりがな</li> <li>③ 出生の年月日</li> <li>④ 男女の別</li> <li>⑤ 住所</li> <li>⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)</li> <li>⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</li> <li>⑧ 居所</li> <li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li> <li>⑩ ⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</li> <li>⑪ 親族・同居者・知人からの照会への回答希望の有無</li> <li>⑫ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</li> </ul>		
25	[2] 死亡した住民(上記①~⑥に加えて)         ⑩ 死亡の日時、場所及び状況         ⑪ 死体の所在	[2] 死亡した住民(上記①~⑦に加えて)         ③ 死亡の日時、場所及び状況         ④ 遺体の安置場所         ⑤ 上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無		

## 2 地方自治法の改正及び市の組織改正に伴う変更

頁	変更前	変更後
34	1 事態警戒体制A (3)事務分掌 ①の 文中「 <u>助役</u> 」	1 事態警戒体制A (3)事務分掌 ①の文中 「 <u>副市長</u> 」
36	事態警戒体制の配備の流れ及び構成の表中「 助役」	事態警戒体制の配備の流れ及び構成の表中「 <u>副市</u> <u>長</u> 」
39	市対策本部の組織及び機能の表中「 <u>助役</u> 」 市対策本部の組織及び機能の表中「 <u>消防部長</u> 」	市対策本部の組織及び機能の表中「 <u>副市長</u> 」 市対策本部の組織及び機能の表中「 <u>消防本部次長</u> 」

# 3 国民の保護に関する基本指針の変更に伴う変更

頁	変更前	変更後
40	(6) 現地調整所の設置 (文中)・・・(県、消防機関、県警察、 自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整 する必要があると認めるときは、現地調整 所を設置し、・・・	(6) 現地調整所の設置 (文中)・・・(県、消防機関、県警察、 <u>海上保</u> 安庁、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を <u>速</u> やかに設置し、・・・
42	1 国・県の対策本部との連携 (2)国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 <u>また、</u> 運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	1 国・県の対策本部との連携 (2)国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、市は、国、県、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。
60	第6章 安否情報の収集・提供 (囲み文中)・・・緊急性や必要性を踏ま えて行うものとし、安否情報の収集、整理 ・・・ (流の図中)	第6章 安否情報の収集・提供 (囲み文中)・・・緊急性や必要性を踏まえて 安否情報の収集及び提供を行うシステム(以下 「安否情報システム」という。)を適切に運用 して行うものとし、安否情報の収集、整理・・・・ (流の図中)
	「メール」「FAX」 収集項目の一覧表	「メール」「FAX」を削除         収集項目の一覧表を24頁、25頁の項目に合わせて修正

#### 61 2 県に対する報告

(文中)・・・必要事項を記載した書面 (電磁的記録を含む。)を<u>電子メール</u>で県 に送付する。ただし、事態が急迫してこれ らの方法によることができない場合は、口 頭や電話などでの報告を行う。

#### 2 県に対する報告

(文中)・・・必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を<u>安否情報システム</u>で県に送付する。ただし、<u>武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、</u>事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4 緊急対処事態の場合の読替規定を追加記載

頁	変更前	変更後
82	1 緊急対処事態 市国民保護計画が対象 として想定する緊急対処事態についは、第 1編第5章2に掲げるとおりである。市 は、緊急対処事態は、原則として、・・・ ・(中略)・・・・対処に準じて行う。	1 緊急対処事態 ・・・対処に準じて行う。( 文末に追加) なお、この計画において、武力攻 撃事態等及び国民保護措置に関して定めた事項 を緊急対処事態及び緊急対処保護措置に準用す る際、以下のとおり読み替える。 (表追加)
		武力攻撃事態等 → 緊急対処事態 国民保護措置 → 緊急対処保護措置 国民保護対策本部 → 緊急対処事態対策本部 武力攻撃 → 緊急対処事態における攻撃 武力攻撃災害 → 緊急対処事態における災害
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 (文末の読替の表)	<ul> <li>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達         <ul> <li>(文末の読替の表)を削除 ⇒ 1 緊急対処</li> </ul> </li> <li>事態の付け替え</li> </ul>